

第 1 2 節 避難計画

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第 1 避難計画の概要

- ・ 防災用具、非常持出品、食糧等の準備及び点検
- ・ 災害別地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- ・ 危険地域、危険施設物等の所在場所
- ・ 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- ・ 避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
- ・ 市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

第 2 避難所の選定基準等

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。指定避難所は、速やかに被災者を受入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、概ね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所に有るものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることが出来るものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市長が指定するもの。（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市長が指定するもの。

- ・ 指定避難所における被災者の1人当りの必要面積は、2 m²以上とする。
- ・ 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- ・ 指定避難所は、がけ崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。

- ・指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- ・指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- ・災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。
- ・市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、基幹コミュニティセンター等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。
- ・市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- ・市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- ・市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

第3 避難の指示

1 避難の実施責任者等

避難のための実施責任者等は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合には消防職員、消防団員等関係職員が指示を行い得るよう、市長の権限の一部を代行させることができる。

実施責任者	災害の種類	要件	報告先	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	知事	災害対策基本法第60条第1項
知事	〃	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	市長	災害対策基本法第60条第5項
警察官	〃	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	市長	災害対策基本法第61条

		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合	公安委員会	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	警察署長	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	〃	地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	〃	水防法第29条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいる場合	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の指示を行う。

明示事項	(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) 避難の指示の理由 (5) その他必要な事項
------	---

3 避難の指示の伝達方法

- (1) 市長は、避難のための立退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。
- (2) 避難の指示は災害対策本部の広報活動によるが、指示を発したものは、自主防災会等の協力を得て、避難区域住民の周知の徹底に努めるものとする。

4 関係機関等への連絡

- (1) 知事への報告
避難の指示を行った場合には、速やかに知事に報告する。
- (2) 警察、消防機関等への連絡
住民への周知とともに、避難住民の誘導、整理等について協力を求める。
- (3) 施設管理者等への連絡
避難所として指定している学校等の施設管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。
- (4) 近隣市町村等への連絡
災害の状況により、住民が近隣市町村等へ避難する場合もあるため、近隣市町村等にその旨を連絡し、協力を求めることとする。

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域と避難の指示の違い

避難の指示は、对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は、地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に認められる場合に行う。

2 市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その際は、すみやかに知事に報告する。

3 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。代行を行った場合は、すみやかに市長に報告するとともに、市長はその旨を知事に報告する。

4 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

第5 避難実施・誘導体制の整備

1 避難基準の設定

市は、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う場合の基準を、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報等により定める。

2 避難情報発令体制の確立

市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、土砂災害警戒区域等の住民に避難情報を発令する体制の確立に努める。

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】高齢者等避難	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
【警戒レベル4】避難指示	○ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	○ 避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
【警戒レベル5】緊急安全確保	○ 災害が発生または切迫している状況	○ 命を守る最善の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の２階等に避難することもある。

※「切迫した状況」の具体的事象は次のとおりである。

- ア 洪水のおそれがあるとき。
- イ 土砂災害のおそれがあるとき。
- ウ なだれのおそれがあるとき。
- エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。

＜避難に関する情報の発令に関し基準となるべき情報＞

避難情報	山地、河川、水路、内水等の状況
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いと予想される場合 ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）を発見したとき ・「大雨警報」が発表されたとき
【警戒レベル４】 避難指示	・近隣で浸水が拡大した場合 ・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき ・近隣で浸水が床上に及んでいる場合 ・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・災害が発生または切迫している場合で、市が災害発生を把握できた場合に可能な範囲で出される情報（※必ず出される情報ではない）

３ 避難伝達手段の整備

市は、上記２に定める避難情報を確実に住民に周知させるため、市防災行政放送を中心とした通信伝達施設の整備を推進する。また、市職員による広報車による伝達、消防団、自主防災組織を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

４ 避難誘導體制の確立

（１）各機関連携による地域の避難体制の確立

市及び消防本部は、富士吉田警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

＜避難誘導に関する留意事項＞

- 各地区ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
- 地区の実態に応じて、避難経路を２箇所以上選定しておくこと。
- 要配慮者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 要配慮者対策

市は、県と連携して、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び民生委員等と連携を密に行うよう努める。

要配慮者の避難誘導については、家族、民生委員、消防団、自主防災組織等の協力を得て、まず身近な指定避難所等に避難誘導し、その避難所の「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」に収容する。状況により福祉避難所へ移送する場合は、避難災害対策本部（福祉支援班）が主体となり移送体制を整える。

イ 帰宅困難者対策

市は、大規模風水害により列車が長期間停止した場合の、市指定避難所への避難者受入れを想定し、鉄道機関と事前に協議しておくものとする。

ウ 不特定多数の利用者がいる施設等の対策

市及び消防本部は、富士吉田警察署と連携して、ホテル、スーパー、市立病院等不特定多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第6 避難指示等の周知・誘導等

1 住民への周知・住民の措置

避難指示の実施は、住民に対し次の方法で迅速かつ確実に伝達する。特に障害者、高齢者等要配慮者や外国人に対しては、自主防災組織、消防団等の協力を得て、確実な伝達に努める。また、住民は、災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に関心しながら、避難誘導者の指示に従って学校等の指定避難所に避難するものとする。携帯品等は、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとする。

<避難指示の伝達方法>

- 市防災行政放送及び有線放送による放送
- サイレンの吹鳴、打鐘
- 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達
- 広報車による伝達

<避難に際しての注意事項>

- 火の元、危険物等の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切って避難すること。
- 安全に避難することを第一の目的とし、過重な物品の携行はしないこと。
 - ⇒ 食料、水、タオル、ちり紙、最小限の着替え、肌着、懐中電灯、携帯ラジオ等
 - ⇒ 非常食などには、できるだけ水を必要としないレトルト食品や缶詰を用意
 - ⇒ できれば、身分証の類を携行すること。
- 服装は、動きやすいものとする。
 - ⇒ 軍手、丈夫な靴、長袖、長ズボン、帽子（できればヘルメット、防災頭巾）
 - ⇒ 必要に応じ防寒具、雨具

2 避難の誘導

(1) 住民等の誘導

避難の方法としては、消防団、自主防災組織の協力の下、できるだけ集団避難を行うものとする。自力で避難することが困難な者については、自主防災組織等による介助により安全かつ迅速な避難を行う。

対 象	担 当
市民	消防班、消防団、警察官、自主防災組織等 在宅の要配慮者は、地域住民の協力により行う。
教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員等
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 帰宅困難者の誘導

市は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

(3) 案内標識の設置

市は、避難所等を明示する案内標識を設置し、また夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。

3 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第7 避難組織の整備

次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備を図るものとする。

- 1 防災用具、非常持出品、食料等の準備又は点検
- 2 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- 3 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所
- 4 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- 5 避難経路及び誘導方法
- 6 避難の際の携帯品の制限
- 7 収容者の安全管理
- 8 負傷者の救護方法
- 9 避難路及び避難場所の点検
- 10 避難に対する教育、広報
- 11 避難訓練の実施

第8 避難場所の定義等

1 定義

避難場所には、近所の組、班などの単位ごとに一時的に集まる場所を「一時集合場所」とする。

さらに、地域または自主防災組織ごとに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から円滑かつ迅速に逃れる「指定緊急避難場所」（災対法第49条4）と災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険性がなくなるまでに必要な間に滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる「指定避難所」（災対法第49条7）に分け、下表のとりの定義とする。

区 分		定 義
避難場所	一時集合場所	災害時に近所の班や組などの単位で最初に集合し、班（組）内の安否状況をお互いに確かめるため、予め申し合わせている集合場所
	指定緊急避難場所	地域または自主防災組織ごとに安全を確保し、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、災害状況・安否等の確認など住民の避難誘導、情報伝達等ができる場所。 ・基幹コミセン、地区会館等の建物施設。 （※状況により指定避難所を兼ねる。） ・「神社境内」、「公園」の広場等の建物施設ではない場所。
	指定避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。小中学校、高校等の施設をいう。 ※避難所を選定するに当たっては、次の点に留意する。 ○山崩れ・がけ崩れ等の危険が見込まれる避難地域は避ける。 ○建築物は、できるかぎり耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。

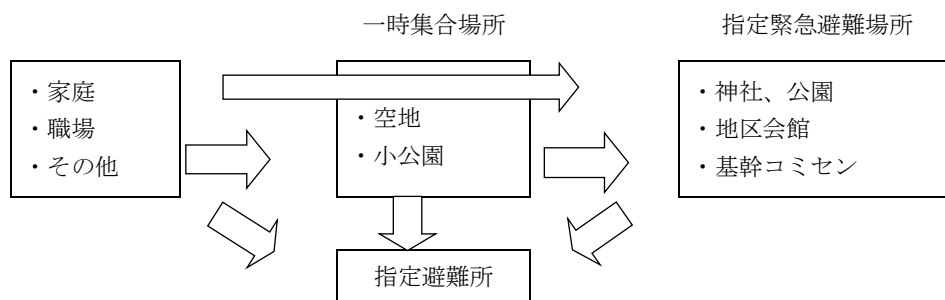
2 避難所の整備

- (1) 指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (2) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるとともに、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

- (4) 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

3 避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次のとおり避難場所へ避難する。



第9 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所は可能な限り当初から開設するように努めるものとする。

避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法等について事前に協議を行うものとする。特に学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

不足する場合には、郵便局との協定又は相互応援協定に基づき避難所の提供を求めるものとする。

必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分なスペースの確保、適切な避難所のレイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

市は特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

資料編 ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（P75）

・ 災害発生時等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定（P31）

2 自主避難への対応

市民から自主避難したい旨の申し出があった場合、市は、地区避難所の施設を提供する。

3 避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちにそれぞれの避難所に避難所担当職員を派遣し駐在させ、施設管理者及び避難者と協力して避難所の管理運営にあたる。

(2) 避難所担当職員の責務

避難所担当職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護にあたる。

なお、避難所の運営においては、避難所運営にあたっての指針に基づく避難所運営マニュアルを参考に、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに避難者のプライバシーの保護等に配慮する。また、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等にも配慮する。

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わずして安心して使用できる場所へ設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に考慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を務めるものとする。

(3) 避難者等による自主運営の推進

市は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

(4) 避難所の感染症対策

避難所内において感染症が蔓延しないように必要な対策を行うものとする。

(5) 避難所開設の報告

避難所派遣職員は、避難所を開設したときは、災害対策本部に報告を行う。市は、県に対し、避難所開設の報告を行う。

<避難所開設の報告事項>

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人数
- 開設予定期間

資料編 ・ 避難所運営にあたっての指針 (P78)

第10 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設は、まず、指定避難所の「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を開設するとともに、災害対策本部（福祉支援班）により、民間の老人福祉施設や障害者施設などの協定福祉避難所や市営福祉施設の開設について調整を行う。また、状況により、病院、専門施設等への緊急

入院などへの受け入れ体制の調整もあわせて実施する。

第 1 1 防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 地すべり、豪雨による土砂流出等児童生徒の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎内に退避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第 1 2 帰宅困難者、滞留者の保護

高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し、市は、交通機関の管理者等と連携し、各種支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、交通機関の管理者等は、市、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 施設等の提供

市は、滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第 1 3 他地域からの避難者の受け入れ

市は、他地域からの避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努めるものとする。

第 1 4 広域避難

○市は、災害が発生する恐れがある場合において、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、本市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについて山梨県地域防災計画に基づき、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

○市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

○国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計

画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

○政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

○国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

第13 広域一時滞在

(1) 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市町村や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、山梨県地域防災計画第3章第11節1「避難対策 (6)市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市町村長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、市長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結及び市の避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

(2) 県内広域一時滞中

① 協議元（被災した場合）としての対応

ア 協議の実施

災害発生により、被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞中（県内広域一時滞中）の必要があると認めたときは、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行うことができる。なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の8第1項及び第86条の12第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（災害対策基本法第86条の8第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の8第6項）

エ 県内広域一時滞中の終了

広域一時滞中の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の8第7項)

② 協議先（被災していない場合）としての対応

ア 協議の実施

協議元市町村長又は知事より、①ア又は(5)①の規定に伴い協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の8第3項及び第86条の12第1項)

イ 受け入れ決定の通知等

受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の8第4項及び第5項)

ウ 県内広域一時滞在の終了

協議元市町村長より県内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の8第8項)

③ 知事の助言

知事は、市町村長より求められたときは、広域一時滞在中に関する事項について助言を行う。

(災害対策基本法第86条の12第1項)

(3) 県外広域一時滞在

① 協議元（被災した場合）市長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）は、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

(災害対策基本法第86条の9第1項)

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

協議元市町村長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

(災害対策基本法第86条の9第2項及び第86条の12第2項)

ウ 受け入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の9第9項)

エ 協議内容の公示及び通知

知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の9第10項)

オ 県外広域一時滞在の終了

県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の9第11項及び12項)

(4) 県外市町村からの避難住民の受け入れ

① 知事の対応

ア 知事と市町村長の協議

知事は、他の都道府県知事（協議元知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けたときは、関係市町村長と協議を行う。

(災害対策基本法第86条の9第4項)

イ 協議元知事への通知

知事は、協議を受けた市町村から受け入れの決定の報告を受けたときは、速やかに、協議元知事に通知する。

(災害対策基本法第86条の9第8項)

ウ 広域一時滞在の終了

知事は、協議元知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、協議先市町村長に通知する。

(災害対策基本法第86条の9第13項)

② 知事から協議を受けた市町村長の対応

ア 被災住民の受け入れ

協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

(災害対策基本法第86条の9第5項)

イ 受け入れ決定の通知等

被災住民を受け入れる施設を決定したときは、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の9第6項及び7項)

ウ 広域一時滞在の終了

知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けたときは、速やかに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の9第14項)

第 1 3 節 要配慮者対策計画

災害時において、要配慮者及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について以下の対策を推進する。

第 1 高齢者・障害者等の要配慮者対策

1 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

- (1) 平常時より、福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して、要配慮者の避難支援業務を実施する。
- (2) 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。
- (3) 自主防災組織等において災害時に障害者などの救援を担う人材の育成を図る。
- (4) 地域ぐるみの災害時の要配慮者支援体制の確立を図るものとする。
- (5) 多数の住民が参加して行う地域防災マップづくりや、支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

市は、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して自主防災組織その他避難支援の実施に携わる関係者と避難行動要支援者に関する情報を共有するものとする。

この場合、情報の提供を受ける関係者等に対し、漏洩防止に関し必要な管理等について十分説明するとともに、情報の取扱いについて研修を行う等の措置を講ずるものとする。

なお、市町村は、市町村防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 名簿の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

●在宅で次の要件に該当する者

- ア 身体障害者手帳 1 ～ 2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- イ 療育手帳 A 判定を所持する知的障害者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳 1 ・ 2 級を所持する者で単身世帯の者
- エ 市の生活支援を受けている難病患者
- オ 要介護認定 3 ～ 5 を受けている者
- カ 上記以外で、市長が支援の必要を認めた者

(2) 名簿情報

名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 個別避難計画の作成

市は、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(4) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、個人情報の提供に同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿（以下「全体名簿」という。）情報及び個別避難計画情報を提供する。

- ア 各自主防災組織
- イ 民生委員児童委員
- ウ 富士吉田市消防本部
- エ 富士吉田警察署
- オ その他市長が定める者

(5) 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約し、入手する。

また、必要に応じて、県等に情報の提供を求めることとする。

(6) 名簿及び個別避難計画情報の更新及び差替え

市は、名簿及び個別避難計画情報について、原則として年1回以上更新し、同意者名簿の差替えは年1回行うこととする。更新は、新たに市に転入した避難行動要支援者に該当する者や、新たに要介護認定などで該当となった者を追加するとともに、死亡や転出等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更や社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。

(7) 名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める

措置及び市が講ずる措置

市は、名簿情報及び個別避難計画情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- ア 名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- イ 避難支援等関係者に対し、同意者名簿及び避難計画情報の管理上の情報セキュリティに関する指導等を十分に行う。
- ウ 名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- エ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を扱う者を限定するよう指導する。
- オ 名簿の複製は、原則禁止とするが、平時における避難支援計画等を策定する上で必要の範囲において、自主防災組織の役員、各自治会の組長、防災リーダー等に対し、各団体の規則等を優先する中で、同意者名簿を複製し、管理させることができることとする。

(8) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。

- ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。
- イ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで伝達する。
- ウ 日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

各地域において、避難の必要性や名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より説明を行う。

避難支援等関係者にあつては、避難行動要支援者への支援に際し、自身の生命が危険にさらされることがないように、地域内でのルール作りを促進する。

(10) 情報伝達体制の構築

直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

(11) 避難支援の仕組みづくり

市長の判断で出す「高齢者等避難」発令時に、要配慮者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを構築するものとする。

(12) 地区防災計画との整合性

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者の居住する地区において、地区防災計画が定められている場合は地域全体の避難が円滑に行われるよう、両計画の整

理を行い、整合性が図られるようにするものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるようにするものとする。

(13) 計画外の避難行動要支援者への配慮

市は、名簿及び個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

- (1) 災害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。
- (2) 災害時に福祉避難所ごとの支援要員等の確保に努めるものとする。
- (3) 民間の福祉支援施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、おおむね65歳以上の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯等で、緊急時に家族等が対応できない住民を対象に、緊急通報用機器とペンダントの設置を行い、緊急の事態が発生した場合の救援活動を行うサービスを行っている。

このサービスを地震災害等緊急時の対策に有効活用するとともに、自主防災組織等の協力が得られるよう、平常時から連携に努め、今後も、このシステムの整備を図るものとする。

5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

- (1) 市は、在宅高齢者や障害者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、要配慮者支援マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

- (2) 訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

6 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容に当たっては、優先的入居など高齢者や身体障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの福祉仮設住宅の設置等に努める。

第2 要配慮者の安全確保、安否確認

1 安全確保

福祉支援班は、災害初期の応急措置として、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、各要配慮者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

2 安否確認

市は、発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

福祉支援班は、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力

を得て、要配慮者の安否確認を行う。

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 保健所その他関係機関の調査に基づく報告

資料編 ・ 避難行動要支援者利用施設一覧（P78）

第3 避難所の要配慮者に対する応急支援

福祉支援班は、避難所の要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

ケアサービスリストの作成	○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等
要配慮者専用スペースの確保	○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	○ 適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送

1 福祉避難所等の確保

災害対策本部（福祉支援班）は、必要と認めるときは、協定等福祉避難所へ要配慮者用の福祉避難所の開設と受け入れを要請する。

上記施設のみでは不足するときは、県、隣接市町村及び社会福祉協議会と協議し、必要な福祉避難所の確保に努めるものとする。

2 福祉避難所等への移送

福祉支援班は、福祉避難所等が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに要配慮者を移送する。この際、要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

第5 要配慮者への各種支援

福祉支援班は、東部地区医療救護対策本部、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の要配慮者に対し、次のような支援を行う。

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障害者向けの広報活動等

第 1 4 節 食料供給計画

災害の発生によって食料の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第 1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊き出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行うものとするが、知事から実施を通知された場合には市長が行う。

第 2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家が災害のため全壊又は滅失し、炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、パン、麺類、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

3 供給の数量

被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1 食当たり玄米200 g（精米180 g）とし、乾パンについては、115 g を 1 食分とする。乳幼児用粉ミルクについては、乳児 1 日あたり145 g（29 g × 5 回）、幼児 1 日あたり 52 g（26 g × 2 回）とする。

第 3 食料の供給計画

1 事前措置

市は、食料の供給計画の策定にあたっては、地震編第 1 章第 2 節「被害想定」による避難者数を参考とする等、あらゆる被害を考慮して必要数量等を把握し、計画的に備蓄を推進するとともに栄養にも配慮することとする。また、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

2 米穀の確保

- (1) 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。
- (2) 各自主防災組織においては、災害発生を想定して、常時自主防災組織の人口に相応した自主的な「非常米」の備蓄米を確保しておくものとする。
- (3) 市内の米穀販売業者は、非常災害に備えて、いつでも市の要請に基づいて、備蓄米の配給を行うものとする。

- (4) 協定締結市町村に必要量の米穀の供給を依頼する。
- (5) 災害救助法適用の場合については、災害時における食料の緊急引渡し手続に基づき、市長は知事の指示により政府米指定倉庫に対し、引渡し要請を行い、直接引渡しを受けるものとする。

この場合、引渡しを受けた場所からの輸送は、市長が行うものとする。

資料編 ・ 災害時における相互援助に関する協定書等一覧及び協定書（P29）
--

3 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の緊急引渡要領

知事と農林水産省総合食料局長とはあらかじめ「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定」を締結している。災害救助法が適用された場合、農林水産省総合食料局長は、知事からの通知を受けて延納売却を行うものとする。

市長は、通信等の途絶のため知事の指定を受けることができない場合、関東農政局甲府地域センターに対し、所定の文書をもって緊急引渡し of の要請を行い、現品を受領するものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食料供給対策実施要領」によるものとする。

4 弁当、乾パン及びパンの確保

- (1) 被災者への食料供給は、状況により弁当、パン等の供給が適当と判断した場合は、市の備蓄品を放出し、不足する場合は、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、富士吉田商工会議所等に協力を要請し、弁当及びパンを確保する。

資料編 ・ 食料等備蓄の状況（P81）

- (2) 災害救助法が適用になった場合は、知事に申請し、炊出しに至るまでの応急用として、政府保有の乾パンの引渡しを受けるものとする。

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者及び富士吉田商工会議所等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

6 調達時には次のことに留意する。

- (ア) 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。
- (イ) 特定の食料を受け付けないアレルギー性疾患等の患者に配慮する。
- (ウ) 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

第4 食料集積所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、災害物資供給担当の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食料の衛生管理に万全を期するものとする。

＜救援食料・調達食料集積所＞

名 称	所 在 地	電話番号
鐘山総合スポーツセンター	富士吉田市上吉田東9-4-18	0555—24—3633

第5 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出しのための施設は、学校給食センター、避難所となる施設の調理室を使用する。また、状況により各避難所で炊き出しを実施する。

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、避難所担当職員によるほか、日赤奉仕団、ボランティア、自主防災組織等の協力を得るものとする。

3 その他炊き出しの方法

- (1) 自主防災倉庫、市備蓄倉庫の調理器具等を活用する。
- (2) 不足する調理器具、燃料、食材等は業者等の協力を得て確保する。
- (3) 調達・炊き出し等には次のことに留意する。

ア 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。

イ 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能に食品を調達する。

資料編 ・食料等備蓄の状況（P81）
 ・市備蓄倉庫一覧（P80）

第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第 15 節 給水計画

災害のため飲料水が、枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第 1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第 2 給水活動

上・下水道班は、原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行う。

給水所では、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織等の協力をえて、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

1 給水需要の調査

上・下水道班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

2 給水活動の準備

上・下水道班は、給水需要に基づき備蓄品だけでは不足すると判断するときは、次のように給水活動の準備を行う。

＜給水活動の準備事項＞

活動計画作成	○ 給水方法 ○ 給水量 ○ 資機材の準備 ○ 人員配置 ○ 広報の内容・方法 ○ 水質検査等
給水目標 (1人1日当たり)	○ 飲料水の確保が困難なとき 3ℓ (飲料水)
	○ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき 14ℓ (飲料水＋雑用水)
資機材等の確保	○ 保有する車両及び資機材を使用する。 ○ 不足するときは業者から調達する。
応援要請	市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、富士東部保健所に応援を要請する。

3 給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、上・下水道班は次により給水活動を実施する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力をえて、水源地や近隣の水道から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

広域的な断水の場合は、給水車等により、給水基地から給水拠点への運搬給水を原則とするが、要配慮者等への優先的給水や断水が長期化した場合の必要水量の増加に応じて巡回給水を実施する。

給水拠点は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部が指定する小・中学校等の一時収容施設（避難所）

イ 災害対策本部が指定する医療機関

ウ その他災害対策本部が指定する場所（福祉施設等）

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

(4) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、災害時における自治体間における協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達し、被災者に供給する。

(5) 民間事業者への要請

飲料水製造事業所など市内にある民間事業所から調達し、供給できるよう協力を要請し、供給する。

(6) 給水時には次のことに留意する。

ア 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

イ 要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

ウ 衛生確保

給水用具等は、清潔に保ち不衛生にならないように水質維持に十分注意する。

4 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

5 応急給水用資機材等の確保

給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

6 応急給水用車両及び機器材等の現状

応急給水用車両及び機器材等については、資料編に掲げるとおりである。

資料編	・災害時における相互援助に関する協定書等一覧及び協定書（P29）
	・指定避難所にある受水槽一覧（P82）
	・配水施設一覧（P83）
	・応急給水車両及び機器材等の現況（P86）

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化すると

ともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 広報の実施

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、市防災行政放送、広報車、市ホームページ、CATV等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、上記の断水時の広報と同様の方法により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

3 平時における広報

住宅の風呂の汲み置きを奨励する。

第5 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第6 被害状況調査及び応急措置

被害状況調査を必要とするところは、次のとおりとし、必要な措置を行う。

1 被害状況の点検・調査

(1) 庁舎、配水場等施設機能の点検・調査

(2) 取水・導水・浄水・配水施設、電気設備、監視制御設備等の点検及び被害状況の調査、把握

(3) 送水管、配水管幹線の被害状況の調査、把握

(4) 病院、避難所、防災関係機関等の状況及び水道施設被害の把握

2 応急措置

(1) 漏水、薬品漏洩、施設損壊等による二次災害防止のための応急措置

(2) 原水の確保及び配水池等の保有水量の確保

第7 応急復旧

災害発生後、断水地区に対する初期の給水は、各家庭等の貯溜水の有効利用及び運搬給水によるが、極力管路の復旧を早め運搬給水から管路による応急給水に移行する。

1 取水、浄水、配水施設の復旧

取水、浄水、配水等主要施設の機能停止は、断減水期間長期化など市民生活に直接的な影響を与えるとともに、総体的な災害復旧に影響を及ぼすこととなるため、応急復旧は、最優先で実施する。

(1) 一部の取水、配水系統が損壊した場合は、断水区域の縮小を図り、断水区域に対して応急

給水を実施するとともに、損壊箇所の復旧に全力をあげる。

- (2) 施設の大規模損壊の場合は、各工程の代替手段を検討し、早期復旧に努める。

2 管路復旧

- (1) 配水管等が損壊し、出水による浸水、道路陥没等の被害が発生、又は発生の恐れがある場合は、配水を一時制限又は停止の措置を取るものとし、広範囲にわたる長時間の断水が生じたときは、応急給水の措置をとる。
- (2) 大規模災害等による同時多発的な管路被害の場合は、随時、配水系統の切り替え等を実施し、影響範囲を限定化するとともに、主要幹線、医療機関等重要施設への復旧を優先し、本復旧に時間を要する場合には、仮配管工事を実施する。
- (3) 復旧の状況に応じ、消火栓、仮配管等からの仮設給水栓（共用栓）の設置等、市民への応急給水の負担軽減措置を実施する。
- (4) 応急復旧と本復旧は、できるだけ重複しないよう行うこととし、本復旧に当たっては、単に原形復旧のみでなく、耐震性に優れた管種・継手等を採用するなど、機能強化も考慮して実施する。
- (5) 通水時においては、水質検査の実施等、衛生管理に留意する。
- (6) 配水管の通水前は、家屋内等の漏水による被害を防ぐため、原則として第1止水栓は全閉して行う。

第8 応援要請

災害の発生に伴い、応急給水、応急復旧作業を進めるにあたって、外部公共機関、近県及び県内の水道事業者等並びに富士吉田市管工事協会等の応援を必要とするときは、必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議するものとする。

資料編 ・ 災害時の水道施設等の応急対策業務に関する協定書（富士吉田市管工事協会）（P 29）

第 16 節 生活必需物資供給計画

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのご程度の生活必需品の給（貸）付を実施する。

第 1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品、燃料その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第 2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、かさ等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料等）

3 必要物資の把握

市は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、各避難所ごとの避難所管理職員が自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、市民生活対策部市民班に報告する。

4 生活必需品等の確保

(1) 市内業者等からの調達

市は、富士吉田商工会議所等に協力を依頼して、市内業者等から必要な生活必需品を調達する。

(2) 応援協定に基づく調達

上記(1)によるのみでは必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合は、協定締結市町村に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

また、小売業者等との「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」等に基づき、必

要量の確保に努める。また、必要に応じて新たな協定締結にも努める。

(3) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県にあつせんを要請する。

(4) 調達時は次のことに留意する。

ア 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。

イ 季節や被災者の年齢に配慮した物資を調達する。

ウ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

資料編 ・災害時における相互援助に関する協定書等一覧及び協定書（P29）

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第3 救援物資集積所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次のとおり食料の集積所と同様の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、災害物資供給管理班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

<救援食料・調達食料集積所>

名 称	所 在 地	電話番号
富士山アリーナ	富士吉田市新屋3-7-5	0555—30—1122

第4 災害救助法の適用に至らない場合の給与

災害救助法の適用に至らない災害により被害を受けた被災者に対しては、次の規定により生活必需品の給与又は見舞金等の支給を行う。

(1) 「富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」

(2) 「山梨県小災害内規」

資料編 ・富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例（P14）
・富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（P17）

第 17 節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第 1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、市長は直ちにその設置にあたる。

第 2 実施方法

1 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
 - (ア) 特定の資産のない失業者
 - (イ) 特定の資産のないひとり親家族
 - (ウ) 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
 - (エ) 特定の資産のない勤労者
 - (オ) 特定の資産のない小企業者
 - (カ) アからオまでに準ずる者

(2) 応急修理を受ける者

- ア 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

2 設置場所の選定

応急仮設住宅の建設場所を次のとおり選定する。

資料編 ・ 応急仮設住宅建設予定地 (P83)

なお、この場合の選定基準は、次のとおりである。

- (1) 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- (2) 交通の便、学校教育の便を考慮した場所
- (3) 被災者の生業の見通しが立つ場所
- (4) がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

3 建設資機材及び業者の確保

- (1) 市は、木材業者、富士吉田建設業協会及び各種建築業協会と協力して、仮設住宅の設置又

は応急修理を行うものとする。

(2) 富士吉田建設業協会及び各種建築業協会は、市長から出役要請を受けた組合長からの指示を受けて、作業にあたるものとする。

(3) 資材、人員等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

(4) 応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様については高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

4 入居者の選考

入居者の選考は建築住宅（建築）班で行う。選考にあたっては、障害者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

5 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

6 集会所の設置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を必要に応じ設置することができる。

7 公営住宅の確保

建築班は、住宅を失った被災者に対し、市営住宅の空き家の確保、供給に努める。

8 管理及び処分

(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第 18 節 医療助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第 1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へ医療の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された市長が行うものとする。

第 2 救護班の編成

- 1 医療の万全を期するため、大規模災害時と局地災害時に分けて以下のとおり編成する。

(大規模災害時)

地震等の大規模災害においては、「山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル」に基づき、関係する機関（山梨県等）に対して、救護班の派遣を要請する。災害拠点病院である富士吉田市立病院においては、主に患者受入を行うため、救護班編成が困難な場合も想定できるので、他の医療機関による救護班の編成を早期に要請する。

(局地災害時)

初期段階においては、災害時派遣医療チーム（DMAT）を編成・派遣する。被災規模によっては関係する機関（山梨県等）に対して、救護班の派遣を要請するとともに、下記の救護班を編成する。

救 護 班 の 編 成	市立病院医師、看護師、コメディカル、事務 市保健師、日赤奉仕団
-------------	------------------------------------

- 2 富士吉田医師会、富士東部保健所、消防本部等との緊密な連携を図るものとする。
- 3 患者搬送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素主旨を徹底し、編成準備しておくものとする。
- 4 救護班が到着するまでに急迫した事態があり、早急に医療を施さなければならない場合は、患者を最寄りの診療機関に移送し、その協力を得て医療を実施する。

第 3 医療救護所の設置

- 1 市は、次に掲げる中から適当と思われる施設に医療救護所を設置し、傷病者の応急措置や治療に当たる。なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

(1) 避難所となる学校等

※大規模災害時には、4箇所（避難所となる中学校）に医師・看護師を関係する機関（山梨県等）の協力を得る中で、優先して配置する。

(2) 災害現場に近い公民館、集会所等公共施設

(3) 一般診療所

2 市は、医療救護所の設置及び運営に当たり、次の点に留意する。

(1) 設置基準

- ア 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。
- イ 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- ウ 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- エ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- オ 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

(2) 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急措置が可能な範囲内で配置数を決定する。

設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。

- ア 特に被害の甚大な地域
- イ 傷病者が多数見込まれる地域
- ウ 医療施設の稼働率の低い地域
- エ 傷病者が集まりやすい場所
- オ 二次災害を受けにくい場所
- カ 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
- キ ライフラインの確保しやすい場所
- ク トリアージや応急措置が実施できる十分な広さの確保できる場所
- ケ 搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

(3) 医療救護所の役割

- ア 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- イ 軽症患者の受入れ及び処置
- ウ 中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

第4 医療救護班

1 医療救護班の要請

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、富士・東部地区医療救護対策本部長に対し、派遣場所、必要とする班数等を明示して医療救護班の派遣を要請する。

富士・東部地区医療救護対策本部の設置場所及び連絡先は、次のとおりである。

設置場所	所在地	電話番号	FAX番号	無線番号
富士東部保健所	富士吉田市上吉田1-2-5	(0555) 24-9035	(0555) 24-9037	地上系：430-3050 衛星系：019-430-3050

2 応急医療救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

(1) 医療救護班

- ア 傷病者の応急処置
- イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- ウ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

(2) 歯科医療救護班

- ア 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
- イ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療
- ウ 検視・検案に際しての協力

第5 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄

非常災害時において、医療救護活動のために必要とする医薬品及び医療資機材は、指定卸売業者へ調達を協力要請し、迅速かつ効率的に調達を図る。

即時調達可能な品目、数量とは別に、品目が相当数必要な場合は、その都度依頼することにより、物資の確保及び調達が可能である

第6 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。富士吉田市立病院は災害拠点病院に指定されている。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣（大規模災害時は除く）及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

資料編 ・ 医療機関一覧（P4）

2 応急医療救護活動

県災害対策本部の設置、震度6弱以上の地震の発生など大規模災害発生時には、別図に掲げる体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

3 医療機関救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 応需情報（診療可能状況）の報告
- (3) 傷病者の検査及びトリアージ
- (4) 重症患者の後方医療機関への搬送
- (5) 傷病者の処置及び治療
- (6) 助産救護
- (7) 医療救護班、医療スタッフの派遣
- (8) 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

4 特殊医療活動

医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

5 歯科医療活動

市は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

(1) 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

(2) 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

(3) 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

6 精神保健医療活動

精神科救護活動は、大規模災害後に予想される次に掲げる事項等の対応が必要となるため、富士地区医療救護対策本部（富士東部保健所）に精神科救護班の派遣を要請し、精神保健医療対策を行う。

(1) 治療中断した被災患者への診療機会の提供

(2) 被災体験及びその後の避難所生活等のストレスによって事例化（心的外傷後ストレス症候群＝PTSD）してきたケースへの対応

(3) 入院病床の確保及び患者の搬送手段並びに夜間対応

7 地域保健活動

市本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

(1) 歯科医師会救護班

山梨県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成する。救護所及び避難所等における歯科医療活動や避難所等における口腔ケア指導等を行う。

(2) 薬剤師チーム

山梨県薬剤師会や日本薬剤師会から派遣される薬剤師等により構成する。救護所及び避難所等における調剤や服薬に関する支援・指導、医薬品の集積所となる災害拠点病院や救護所における医薬品の管理及び確保支援を行う。

(3) 災害支援ナース

日本看護協会や山梨県看護協会から派遣される看護師等により構成する。救護所及び避難所等における看護活動や疾病予防など、心と体に関する健康管理を行う。

(4) 保健師チーム

県保健事務所や本庁各課の保健師や各都道府県、保健所設置市の自治体職員で構成する。避難所等における健康相談や感染予防対策等の健康支援活動を行う。

(5) 管理栄養士チーム

本庁各課の管理栄養士等や山梨県栄養士会、日本栄養士会から派遣される管理栄養士等により構成する。

避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う。

(6) 災害時リハビリテーション支援チーム（J R A T）

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員により構成する。避難所等における高齢者などの要配慮者を対象としたリハビリテーション支援を行う。

第7 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

(1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ ドクターヘリ

資料編 ・ 各搬送主体における搬送手段の例（P49）

(2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……………傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……………あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……………災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、富士吉田警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

第8 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

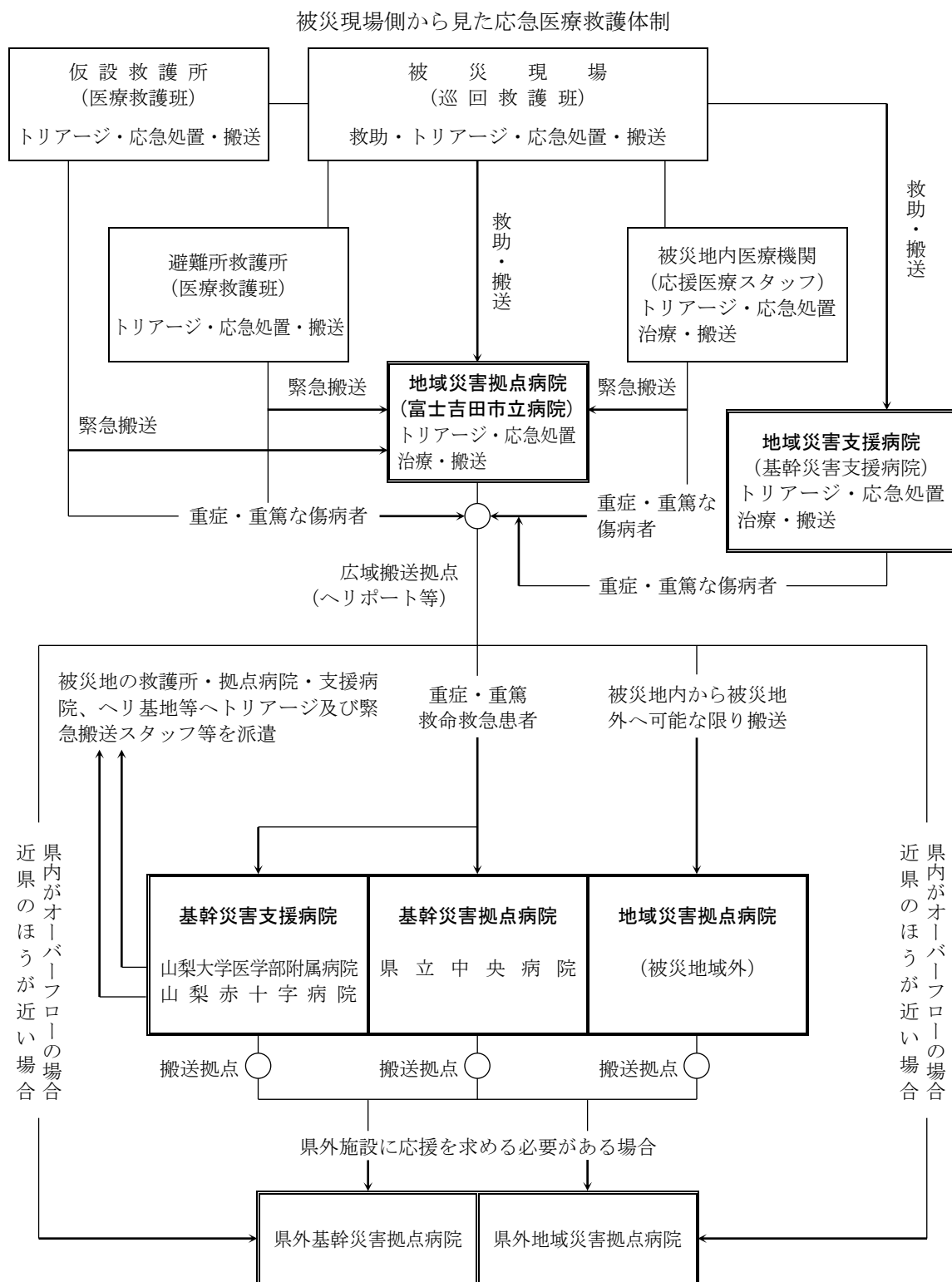
医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

- (1) 市は、次の医療情報を住民に提供するように努めるものとする。なお、情報提供は、市防災放送、広報車、市ホームページ、CATV、防災アプリ、掲示板への掲示等によるものとする。
 - ア 診療可能な医療機関の情報
名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等
 - イ 医療救護所等に関する情報等
医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等
- (2) 市は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。
 - ア 被災入院患者の氏名
 - イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先
 - ウ 診療機能に関する情報全般

別圖



第19節 防疫計画

災害の発生地における防疫応急対策を迅速かつ的確に実施し、感染症の発生及びまん延等による被害の軽減並びに防止を図り、発生後は速やかに諸手続を行い、事態の収拾に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 市における措置

市の防疫活動は、被災地の状況を勘案しながら市民生活部を中心に防疫組織を設け、防疫対策の企画、推進にあたるものとする。その活動にあつては、富士東部保健所との緊密な連携のもと、迅速な防疫活動を実施する。避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症予防法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症予防法施行規則」という。）第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症予防法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、感染症予防法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

感染症予防法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては感染症予防法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

感染症予防法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、自主防災会等の協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線・有線放送による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

感染症予防法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資器材及び薬剤

1 防疫用資器材及び薬剤の調達

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や市が保有する薬剤・資器材を利用する。

なお、散布については、状況に応じて市民や自主防災会等の協力を得て行うものとする。

2 応援協定等に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達するか、又は県に調達のあっせんを要請する。

資料編 ・ 災害時相互応援協定一覧（P29）

第20節 廃棄物処理対策計画

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正かつ迅速に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図る。

災害発生時は、富士吉田市災害廃棄物処理計画に基づき、次の考え方により災害廃棄物を処理する。

- ・災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を行い、それぞれの特性に応じて適切に処理するとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。
- ・早期に復旧・復興を果たすため、可能な限り速やかに、最長でも3年（水害の場合は2年）で災害廃棄物の処理を終えることとする。

第1 実施主体

ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市区域内で処理不可能の場合は、県に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を要請する。

第2 廃棄物の収集、運搬処理

1 ごみ処理

- (1) 被災地におけるごみ処理対策は、被害状況を十分掌握する中で、委託業者に協力要請を行うとともに、必要に応じて市職員が行う。本市のごみ収集運搬車両は、資料編に掲げる。
- (2) ごみ処理は、環境美化センターごみ処理施設において処理するものとするが、輸送道路の状況や処理施設の運転稼動状況等から判断し、必要に応じて環境衛生上支障のない場所を選び埋立て処理又は焼却処理を行う。
- (3) ごみを本来の施設以外の場所で処理する場合は、県の指示により処理する。

2 し尿処理

- (1) 被災地における浸水家屋の便槽、浄化槽等のし尿を衛生的かつ迅速に処理するため、収集許可業者に協力を要請し、当該被災地に配置する。さらに、汲み取り作業の障害物除去作業等必要な場合は、これを迅速に処理し、円滑な作業の推進を図る。
本市における直営、許可し尿収集車両は、資料編に掲げる。
- (2) し尿は、環境美化センターし尿処理施設において処理するものとするが、収集処理が困難な場合は、必要に応じて環境衛生上支障のない場所を選び埋立て処理を行う。
- (3) し尿を本来の施設以外の場所で処理する場合は、県の指示により処理する。
- (4) 断水等により水洗トイレが使用できない場合は、トイレトレーラー及び市内各防災倉庫に備蓄している非常用トイレを速やかに各避難所に設置する。非常用トイレが不足する場合は、レンタル業者等に協力を要請する。なお、非常用トイレの管理については、十分に衛生上の配慮をする。

3 がれきの処理

- (1) 大規模災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場を確保する。
- (2) 災害時において発生する倒壊家屋など災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、公有地の中から仮置場を確保する。
- (3) 災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。
- (4) 応急活動後、市は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎、分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、環境美化センターごみ処理施設で処理するほか、富士東部保健所の指導により、環境上支障のない場所で焼却及び地下への埋設等を行う。処理ができないときは、保健所の指導により適切な措置をとる。

第3 応援協力要請

市区域内で廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県に対し区域外での処理に向けた調整を要請し、速やかに収集・処理を行う。

また、市は、「災害時における生活系廃棄物の収集・運搬等に関する協定」等に基づき、あらかじめ民間の廃棄物事業者、し尿処理業者及び非常用トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

資料編	・ ごみ収集処理の留意点（P84） ・ ごみ、し尿処理施設等一覧（P84） ・ ごみ、し尿収集運搬車両一覧（P84）
-----	--

第 2 1 節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を搜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第 1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から実施を通知された場合には市長が行うものとする。

第 2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際に流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

第 3 救出の方法

1 行方不明者名簿の作成

福祉班は、所在の確認ができない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

<行方不明者名簿>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市役所及び指定避難所に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。○ 行方不明者は、まず避難者名簿で確認する。○ 行方不明者名簿は、警察署にも提供する。 |
|--|

2 救助活動の実施

(1) 救助隊の編成

消防本部は、救助隊を編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。また、災害の規模、状況等に応じて市職員等を増強する。

(2) 救助活動の実施

救助隊の隊長は、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、消防団、警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

(3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、富士吉田医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章18節「医療助産計画」の定めるところにより実施する。

3 救出資機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資機材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

4 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資機材では救出が困難な場合は、「災害時における相互援助に関する協定」等の協定に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出資機材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資料編 ・ 災害時相互応援協定一覧（P29）

第4 自主防災組織及び地域住民による初期活動

1 救出活動

(1) 自主防災組織は、災害が発生したときは、自主防災倉庫等の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

なお、消防本部等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

(2) 地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、要配慮者の安全確保を図る。

第 2 2 節 遺体の搜索及び保護並びに埋葬計画

四囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がない場合に、次により応急的な対策を実施するものとする。

第 1 実施責任者

遺体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合には市長が実施するものとする。

遺体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第 2 行方不明者及び遺体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族から行方不明の問い合わせ等について、市は相談窓口を設置し、富士吉田警察署と連携を図りながら、行方不明に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明の届出の際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録する。

※相談窓口：福祉班と各指定避難所における相談窓口で対応する。

2 搜索活動

搜索活動は、消防本部のほか富士吉田警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により自主防災会など地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の搜索中に遺体を発見したときは、市本部及び富士吉田警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

遺体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

4 漂着遺体の取り扱い

漂着遺体は、次のように取り扱う。

- (1) 遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- (2) 遺体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第 3 遺体の検案

1 検案の実施

- (1) 遺体の検案は、原則として救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 洗浄、縫合、消毒等遺体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施す

るとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

2 遺体の輸送

警察官による検視（見分）及び病院班による検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体安置所に輸送するものとする。

第4 遺体の収容、安置

1 身元確認

富士吉田警察署、自主防災会等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 遺体収容（安置）所の開設

本部長は、次の施設に遺体収容（安置）所を開設するものとする。

遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

<遺体収容（安置）所>

名 称	所 在 地	電話番号
富士吉田市立看護専門学校	富士吉田市上吉田5606番地18	0555-24-8787

第5 埋・火葬

1 埋火葬許可書

市民班は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

2 柩の調達

市内の業者で対応できない場合は、業者の協力を得るなかで県内市町村及び近隣都県の業者の支援体制の確立を図る。

3 埋葬の実施

福祉班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行う。

- (1) 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないとき、また、火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、速やかに県、近隣の斎場等に協力を要請する。
- (2) 引取人のない遺骨は、遺留品とともに保管し、市が指定する墓地に埋葬する。
- (3) 外国人等の埋葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。

第 2 3 節 障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第 1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第 2 障害物除去の要領

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの

ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの

エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本編本章第25節「緊急輸送計画」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第 3 実施方法

住宅障害物については、市内建設業者等に請負わせて速やかに実施する。道路等の公共営造物の障害物については、富士吉田市建設安全協議会に対し出動を要請し、除去にあたる。関係団体と

は、協定を締結するなど、平時からその体制確保を図る。市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

第4 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また市民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

なお、公有地の集積場所として、北富士演習場を検討するなど、関係機関と協議を行う等平時より集積場所の確保を図る。

第5 雪害計画

降雪時には、別に定める「富士吉田市道路除雪計画（マニュアル）」による除雪体制をとる。

資料編	・災害時相互応援協定一覧（P29）
-----	-------------------

第24節 教育計画

教育施設又は園児・児童・生徒の被災により、通常の実教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災園児・児童・生徒に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長の協力を得て知事が行うが、知事から委任された場合は知事の補助機関として市長が、市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災した場合	① 被害を免れた施設（特別教室、空き教室、体育館等） ② 二部授業の実施
学校の全部が被災した場合	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校等の利用
特定の地区全体が被災した場合	① 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校等、公民館、公共施設等の使用 ② 応急仮設校舎の建築
市内の大部分が被災した場合	避難先の最寄りの学校等、公民館等の公共施設の使用

2 教員の確保

市教育委員会は、災害により通常の実教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

＜応急教育の内容＞

学習に関する教育内容	① 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ② 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	① 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ② 衣類、寝具の衛生指導 ③ 住居、便所等の衛生指導 ④ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	① 生徒等の相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 生徒等のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ③ 専門家と連携し、生徒等の心のケア対策を行う。

第3 避難対策

- 1 実施責任者は校長とする。
- 2 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員等を必ず付けて誘導する。
- 3 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、また災害対策本部に通報するなどして保護者に通報する。
- 4 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。
- 5 その他児童・生徒の避難計画は、本章第12節「避難計画」に準じて実施するものとする。

第4 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒（以下、この節において「生徒等」という。）、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 安全の確保

風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、生徒等の安全を確保する。

また、事故等により、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部等と連携のうえ、生徒等を安全な場所に避難誘導する。

(2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、保護者メール等によって保護者に伝えるものとするが、必要に応じ、市防災行政放送、有線放送、広報車等により周知するものとする。

(3) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

(4) 下校時の危険防止

下校途中における危険を防止するため、生徒等に必要な注意を与える。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

生徒等を帰宅、下校させることが危険なときは、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、学校で保護する。

(1) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(2) 安否の確認

教育班は、災害が発生したときは、校長を通じて生徒等、教職員の安否の確認を行う。

また、生徒等が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先に対する照会や生徒等への連絡を行う。

(3) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

(2) 被災生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は市及び市教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第5 学校給食の措置

1 学校給食センターが災害を受けたため、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能となったときは、この場合、次に掲げる事項については、特に留意するものとする。

(1) 他の給食施設・設備の活用対策について

- (2) 給食物資及び作業員の確保対策について
- (3) 食中毒の予防対策について
- (4) 準要保護児童、生徒給食費補助金追加申請対策について

2 給食施設の復旧

給食施設の復旧に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状況により、学校給食施設を一時的に住民への炊出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

第6 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 生徒等に対する災害情報の伝達、避難又は下校の督促、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各校長は被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織（子供会等）の整備工夫を行うものとする。
- 5 被災地域の生徒等が転入学を希望する場合は、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受入れ及び許可等を速やかに行う。

第7 学用品等の確保

教育班は、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校に配布するものとする。

また、被災生徒等に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第8 災害に対する児童・生徒の事前指導

- 1 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼応して、ポスター標語等を通じ事故防止について認識させる。
- 2 学校は常に生徒等の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに、正しい規律の確立に努め、外部諸機関との協調、家庭、PTAとの密接なる連絡を図るものとする。
- 3 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止に努めると共に、児童・生徒の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。

第9 保育園児の安全確保、安否確認

市立保育園における災害応急に係る計画は、上記教育計画の規定に準じるものとする。

1 安全の確保

園長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、園児の安全を確保する。

また、事故等により保育園にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防班等と連携のうえ、園児を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

園長は、保護者の迎えがないときは、園児を保育園にて保護する。

3 安否の確認

福祉班は、災害が発生したときは、園長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第10 応急保育

福祉班は、園長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第25節 緊急輸送計画

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 鉄道による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人夫等による輸送

第3 輸送力の確保

- 1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用車両等（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

- ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、管財契約班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管理本部班に依頼するものとする。

管財契約班は、稼動可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本編本章第26節「交通対策計画」に定めるとおりである。

- イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、管財契約班は直ちに市内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、「災害時における相互援助に関する協定書」等に基づき、締結市町村に必要数の車両の提供を要請するほか、必要により(社)山梨県トラック協会等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

資料編 ・災害時相互応援協定一覧（P29） ・市有車両一覧（P66）
--

2 鉄道による輸送

自動車の使用が不可能な場合又は鉄道によることのほうが効率的であり適当と思われる場合は、富士急行（株）に要請し、鉄道による輸送を行うものとする。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本編本章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」、第9節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところによる。

資料編 ・ヘリコプター主要発着場一覧（P48） ・場外離着陸場等一覧（P49）

4 人夫等による輸送

前項までの方法による輸送が不可能なときは、人夫等により搬送する。

1 から 3 までによる輸送が不可能な場合は、賃金職員等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本編本章第31節「労働力確保計画」の定めるところによる。

第4 緊急輸送路の確保

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、資料編に掲げるとおりである。

第5 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

県及び市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

資料編 ・市域における県指定緊急輸送道路（P50） ・緊急輸送道路一覧（P65）
--

第26節 交通対策計画

災害により道路、橋りょうに被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

- (1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災組織から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、道路公園班（土木班）を中心に調査班を編成し道路の被害状況を調査する。

- (2) 上記調査班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

- (3) 市本部は、調査班等から収集した情報を富士吉田警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、市内建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋りょうの応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては富士吉田警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実 施 責 任 者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国 土 交 通 大 臣 知 事 市 長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警 察	公 安 委 員 会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条、 道路交通法第4条第1項
	富 士 吉 田 警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

2 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置を都市基盤部長に指示して行い、富士吉田警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

3 富士吉田警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

- (1) 富士吉田警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。
- (2) 公安委員会は規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(4) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、富士吉田警察署長に通知するものとする。

資料編 ・ 異常気象時における道路等通行規制（P50）

5 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

- (1) 規制の対象
- (2) 規制する区域又は区間
- (3) 規制する期間

6 交通規制の標示

- (1) 公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

資料編 ・ 車両通行止標識（P51）

7 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
迂 回 路 線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての

広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定締結に努めるとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。また、インターネットにより情報提供を行う。

資料編 ・ 災害発生時における道路において運転者のとるべき措置（P52）

第4 緊急通行車両の確認申請

1 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、富士吉田警察署及び交通検問所等において実施する。

2 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても、庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

3 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に従事するもの
- (2) 消防・水防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 被災者の救護、救助その他保護に従事するもの
- (4) 被災児童・生徒の応急教育に従事するもの
- (5) 施設・設備の整備及び点検に従事するもの
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの
- (7) 防犯、交通規制、社会秩序維持に従事するもの
- (8) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (9) その他災害発生を防ぎょ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章及び証明書が交付される。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

資料編 ・ 緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書（P64）

第5 災害出動車両の有料道路の取り扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者が作成した表示を貼付した車両を無料とする。

資料編 ・ 有料道路を通行する車両の表示（P 53）

2 災害復旧等の出動の取扱い

(1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、富士東部地域県民センター、富士東部建設事務所、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。

(2) 申し出を受けた関係機関は、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報する。

ア 通行予定時刻

イ 目的

ウ 行先

エ 車両数

オ 通行区間

カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社総務企画課	055—226—3835
中日本高速道路(株)八王子支社	0426—91—1171

(3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。

(4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した表示を貼付する。

第27節 消防計画

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部

資料編に掲げるとおり、本市では、近隣の2町3村と共同で、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部を常備消防として設置している。

2 富士吉田市消防団

本市の消防団は、資料編に掲げるとおり、現在24ヶ分団、団員総数570名で編成されている。しかしながら、昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めなければならない。

資料編 ・ 消防組織一覧（P68）

第2 活動体制の確立

消防長は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

また、消防団長は、災害により必要と判断したときは、団員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

1 消防本部（署）の活動

消防本部（署）は、次の点に留意して消火活動を行う。

- (1) 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- (2) 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- (3) 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- (4) 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- (5) 避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害時に次のような活動を行う。

出火防止	・状況に応じて市民に対し、出火防止の広報を行う。 ・出火時は、市民の協力をえて、初期消火を行う。
消火・救急救助	・火災時は、消防班と協力し、消火活動を行う。 ・火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	・避難指示がなされたときは、市民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

第3 火災防ぎょ計画

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は、一般の防ぎょ計画では必ずしも万全を期することができないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、消防ポンプ車の運用については、最少出動要員を消防詰所等に待機させ出動の迅速を図る等いかなる火災の事象にも応じられるよう、計画を樹立するものとする。

2 隣接市町村との相互応援等

火災等の災害発生時において、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部及び消防団の消防力のみでは消防活動に不足を生じる場合は、県内市町村及び消防機関で締結している「山梨県常備消防相互応援協定書」、「消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

3 災害防ぎょに関する措置

(1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の2による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を期するものとする。

(2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接市町村の消防機関が本市を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定締結市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を樹立するものとする。

(1) 応援部隊の集結場所の指定

ア 応援部隊の集結場所を指定する。

イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。

イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域に区画し、計画を樹立する。

(1) 危険区域の設定要件は、次のとおりであり、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を樹立しておくものとする。

ア 道路地形及び水利の状況

イ 公園、空地、路面の有無

ウ 建築物の粗密及びその構造の種別

エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無

(2) 防ぎょ計画の設定要件

ア 出動部隊数

イ 消防署又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分

ウ 各部隊到着順ごとの水利統制

エ 各部隊の進入担当方面

オ 使用放水口及び所要ホース数

カ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在

キ 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

6 特殊建物の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が滞在する建物であるから、特殊な防ぎょ計画を樹立するものとする。

なお、防ぎょ計画設定要件は、上記「危険区域の防ぎょ計画」の設定要件に準じ、防ぎょ上必要と認められる最小限度の消防車及び人員を予定しておくものとする。

7 消防水利の統制計画

各地区ごとに、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を、次により樹立する。

(1) 平常時の統制計画

(2) 減水時の統制計画

(3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第2次及び第3次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるように計画を樹立するものとする。

(1) 飛火防ぎょ部隊の編成

ア 飛火警戒隊

飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎょする部隊であって、この部隊は概ね次により編成する。

(ア) 所定防ぎょ部隊以外の予備部隊をもって1ないし数隊編成する。

(イ) 前項のほか風下方面は自主防災会による。

イ 警戒巡ら隊

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、おおむね次による。

(ア) 消防団若しくは自主防災会をもってこれにあてる。

(イ) 消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自主防災会等と飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

(3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊のうち1人を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。

イ 自主防災会には、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防ぎょ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎょ手段により難い場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

(1) 防ぎょ線の種別

ア 大防ぎょ線……大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防ぎょ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎょ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

ア 地形、水利状況

イ 道路、公園、空地の有無

ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無

エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎょ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

ア 所要部隊の配置と担当方面の指定

イ 応援部隊の集結場所の指定

ウ 各隊の採るべき水利と誘導方法の指定

エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防ぎょ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎょ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

第4 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に県消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。これらの応援要請方法については、本編本章第9節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるとおりである。

2 林野火災防ぎょ対策

林野火災防ぎょに当たって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎょ計画を定めるとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

(1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）

(2) 出動順路及び防ぎょ担当区域

(3) 携行する消防資機材

(4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法

(5) 隊員の安全確保

ア 気象状況の急変による事故防止

イ 落石、転落等による事故防止

ウ 進入、退路の明確化

エ 隊及び隊員相互の連携

オ 地理精通者の確保

カ 隊員の服装

(6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法

(7) 防火線の設定

(8) 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準

(9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保

(10) 消火薬剤及び資機材等の確保

(11) 救急救護対策

(12) 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給

(13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

3 資機材整備

本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第1章第5節「火災予防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努めるものとする。

第 28 節 水防計画

本計画は、水防法（昭和24年法律第139号）第32条の規定に基づき、水防作業の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市内の各河川、池、沢、洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第 1 水防組織

山梨県水防計画に基づき、富士吉田市水防管理団体として、富士吉田市水防本部を次のとおり設置する。ただし、富士吉田市災害対策本部が設置されたときは、当該組織による活動をするものとする。

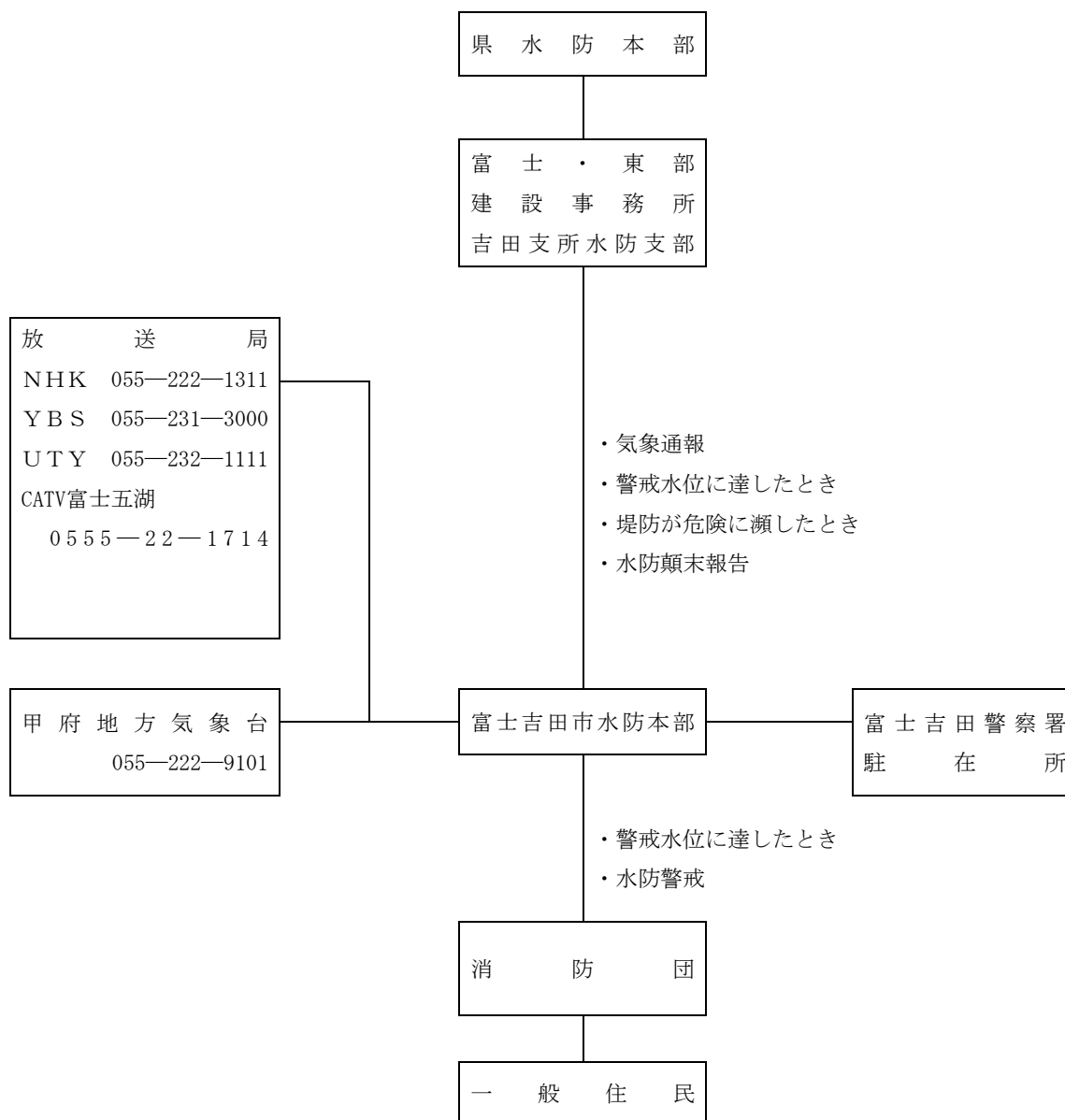
1 組織系統

水 防 本 部	庶務係	気象情報の収集、警報の広報 警戒区域の状況調査、被害調査 緊急対策樹立 庁内、甲府地方気象台、山梨県、富士吉田警察署等との連絡、情報の収集 水防資材の調達 水防団（消防団）との連絡・調整
		作業係 水防工法の指導及び水防作業
		輸送係 車両の確保及び現場への水防資材輸送

2 分担職員

本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長、消防長	
本部員	消防本部	次長、管理課長、企画防災課長、警防課長、予防課長
	消防署	署長、副署長
	市	企画部長、総務部長、市民生活部長、産業観光部長、都市基盤部長、上下水道担当部長、教育委員会部長、企画担当次長、安全対策担当次長、総務部次長、市民生活部次長、産業観光部次長、道路担当次長、建築担当次長、教育委員会次長、安全対策課長、道路公園課長、農林課長
庶務係	消防本部	管理課庶務担当
	消防署	庶務担当
	市	安全対策課、道路公園課、農林課
作業係	消防本部	警防課
	市	安全対策課、道路公園課、農林課
輸送係	市	道路公園課、農林課

3 連絡系統図



第2 水防区域

1 水防区域分担

資料編 ・ 水防区域分担…消防団組織編成表(消防組織一覧)による。(P71)

2 重要水防区域

資料編 ・ 重要水防区域一覧 (P33)

第3 設備、資機材等の整備

1 水防倉庫及び資機材

資料編 ・ 水防倉庫一覧…防災備蓄倉庫に同じ (P71)

2 資機材の確保

資材の確保のため水防区域近在の竹木等を調査するとともに、各農家等及び関係倉庫の手持数

量を調査し、緊急時の補給に備えること。

また、備蓄資材の使用損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくこと。

第4 気象、水位の観測通報及び連絡

1 気象状況、雨量の通知

県水防支部（富士・東部建設事務所吉田支所）を通じて気象状況、雨量の通報を受けたときは、直ちに甲府地方气象台と常時連絡の方法を講じるとともに、必要と認めるときは、連絡系統図により管内一般へ状況通知を行う。

2 水位の通報及び連絡

県水防支部（富士・東部建設事務所吉田支所）より水位の観測通報を受けたときは、その状況に応じて、水防団等に対し非常配備等の連絡をする。

また、県水防支部から気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、通報水位を超えたときは、直ちに県水防支部（富士・東部建設事務所吉田支所）を通じて県水防本部に所定の報告を行う。

(1) 市内にある雨量及び水位観測所

資料編 ・ 雨量観測所及び水位観測所（P71）

(2) 水位の観測通報

水位通報の間隔は、次のとおりとする。

ア 通報水位に達したときより通報水位に下がるまでの間1時間ごとに

イ 警戒水位に達したとき。

ウ 最高水位に達したとき。

エ 警戒水位まで下がったとき。

(3) 水位の報告方法

水位の報告は、観測場所、日時、増減の見込等を電話により報告する。

第5 通信連絡

1 水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のため、電話、電報の通信を要する主なる系統は、第1節「3 連絡系統図」によるものとする。

2 重要通報

次に掲げるものの通知は、確実なる方法を取り、受報者の確認を得るものとする。

(1) 水防本部指示

(2) 洪水予報及び水防警報

3 通信連絡方法

水防上緊急を要する通信については、おおむね次に掲げるもののほか、非常の場合は、NHK甲府放送局、山梨放送、テレビ山梨及びCATV富士五湖より、連絡するものとする。

○一般電話	○電報
○警察電話	○自動車、鉄道
○警察応急無線	○自転車
○鉄道専用電話	○徒歩
○防災行政放送	○消防団専用無線

第6 出動及び作業

1 水防管理団体の非常配備

(1) 配備指令

水防本部長が管下の水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

ア 水防本部長が自らの判断により必要と認める場合

イ 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

(2) 本部員の非常配備

水防本部の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとする。

(3) 水防団に対する非常配備

待 機	水防団との連絡員を本部に置き、団長はその後の状況により、一般団員を直ちに次の段階に入りえるような状態に置くものとする。 ○ 洪水予報が発せられたとき。 ○ 県水防本部が待機の体制に入ったとき。
準 備	水防団の団長、班長等は、所定の詰所に集合し、資機材の整備、点検、作業人員の配備計画等にあたり、水防上危険な工作物のある箇所へ団員を派遣するとともに、水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。 準備命令は、おおむね次の状況のとき発するものとする。 ○ 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。 ○ 水防警報が通知されたとき。 ○ 自ら必要と認めたとき。
出 動	水防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警備配置につく。出動命令はおおむね次の状況のとき発するものとする。 ○ 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 ○ 水防警報が通知されたとき。 ○ 自ら出動の必要を認めたとき。

(4) 報告

水防管理者は、次の場合、富士・東部建設事務所吉田支所に報告するものとする。

警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団及び消防機関が出動したとき。この場合、水防管理者は、その所管地区警察にも報告するものとする。 ○危険が増大して水防作業を開始したとき。 ○堤防その他の異常を発見したとき。
--

2 非常配備

常時勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行うとともに、勤務員をして適当に交替休憩させ長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

(1) 水防非常配備の種類

第1 配備体制	時間雨量20mm以上若しくは日雨量50mm以上に達したときは、配備員は、本部に集合し、情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集、その他活動ができる体制をとる。
第2 配備体制	所属職員の約半数を動員し、水防活動の必要を認めたとき、若しくは地区住民等から水防の連絡を受けたときは、遅滞なく水防活動が遂行できる体制をとる。
第3 配備体制	所属職員を動員して完全なる水防体制をとる。

(2) 非常配備につく時期

第1号指令 (第1配備体制)	気象水位等の情報により警戒する必要があるが、具体的に水防活動には時間的余裕があるとき。
第2号指令 (第2配備体制)	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、10時間以内には水防活動が開始されると考えられるとき。
第3号指令 (第3配備体制)	事態が切迫し、数時間後には水防活動の必要が予想され、あるいは危険性が大で、第2配備体制では処理しかねるとき

(3) 非常配備要領

水防組織中の各係を各々2班に分け、夜間を21時から翌日8時30分までとし、昼間を8時30分から21時までとし、交替するものとする。

第1配備体制	1班ずつ12時間交替として配備、水防事務にあたらせる。
第2配備体制	2班ずつ12時間交替として配備、水防事務にあたらせる。
第3配備体制	水防計画において定める全員をもって一応解除まで継続勤務するものとする。

なお、第1号指令後は、できるだけ外出は避け、待機し、気象状況の変化に注意して水防指令の発令が予想されるときは、出動しなければならない。

3 水防作業上の心得

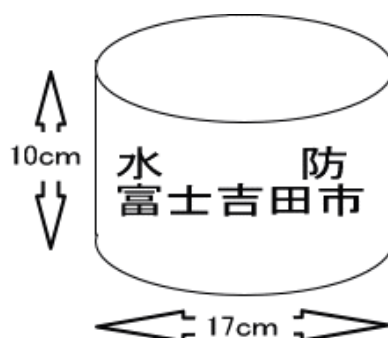
- (1) 水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一端出動したときは、命令なくして部署を離れたり勝手な行動をしてはならない。
- (2) 作業中は、終始敢闘精神をもち、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- (3) 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は、「溢水」、「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。

4 水防のため出動する車の標識及び信号

(1) 水防標識

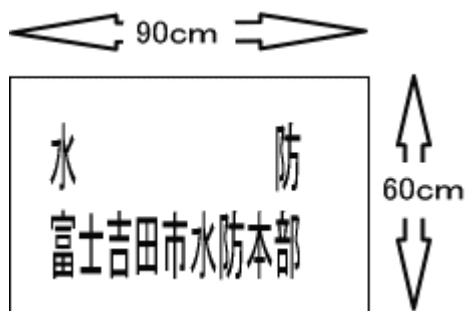
水防作業を正確迅速かつ規則正しく行うため、次の標識を用いる。

ア 水防員の腕章



イ 水防本部標識

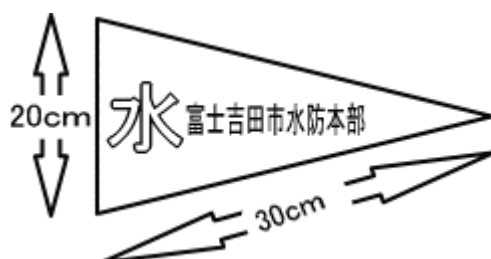
昼間



夜間



ウ 水防自動車標識



(2) 水防信号

種類	設備	警 鐘 信 号	サイ レ ン 信 号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

注1) 信号は適宜の時間継続すること。

2) 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することも差し支えない。

3) 危険が去ったときは、口答伝達又は防災行政放送により周知する。

5 決壊の通報

水防管理者、消防団長は、堤防等が破堤したときは、直ちに富士・東部建設事務所吉田支所長及び隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

6 避難のための立退

- (1) 水防管理者は、堤防等が破堤したとき、又は破堤の危機に瀕したときは、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き、又はその準備を連絡系統図により指示するものとする。
- (2) 立退き及びその準備を指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。水防管理者は、立退計画を作成し、警察署長と協議しておくこと。
- (3) 立退き計画の主たる事項は次のとおりとする。

ア 立退きを要する人口、世帯数

イ 避難地点及び避難地点までの連絡

ウ 立退きのための指導員編成

資料編 ・ 避難立退き計画（P85）

7 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、水防を解除し、これを一般に周知させるとともに、富士・東部建設事務所吉田支所長を通じ知事にその旨を報告するものとする。

第7 水防訓練及び常時監視

指定水防管理団体である本市は、年1回以上県水防指導員の指導により、区域内の消防機関及び水防に関係する職員を動員して、水防訓練を行うものとする。また、年1回富士・東部建設事務所吉田支所の職員とともに河川堤防その他水防に関係ある工作物を巡視し、水防に対し万全を期することとする。

第8 水防報告

1 水防報告

水防管理者が富士・東部建設事務所吉田支所長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 水防のため水防団を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- (3) 破堤氾濫したとき。
- (4) 洪水増減の状況
- (5) 応援の状況
- (6) その他必要と認める事態が生じたとき。

2 水防顛末書

水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめて、資料編に掲げる「水防実施状況報告書」により富士・東部建設事務所吉田支所長に報告するものとする。

<報告事項>

- 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 警戒出動及び解除命令の時刻
- 水防団の出動及び人員
- 水防作業の状況
- 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する措置とその効果
- 使用資材の種類及び員数並びにその消耗及び残量
- 水防法第28条による収用又は使用に係る器具資材の種類及び使用場所
- 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 土地を一時使用したときは、その場所及び所有者の住所、指名とその事由
- 応援の状況
- 居住者出動の状況
- 警察の援助状況
- 現場指導職員指名
- 立退の状況及びそれを指示した事由
- 水防関係者の死傷
- 功労者名及びその功績
- 降雨後の水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見
- 堤防その他施設に緊急を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- その他必要な事項

資料編 ・ 水防関係様式（P120）

第9 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防管理団体は、その区域内の水防に対する費用を、水防法第41条の規定により負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援に要する費用の負担は、相互協議による。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防管理者は、水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土、石、竹、木、その他資材の使用並びに収用
- ウ 車両、その他運搬具又は器具の使用
- エ 工作物、その他障害物の処分

(2) 公用負担命令権限証

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあつては、資料編に掲げる「公用負担命令権限証」を携行しなければならない。

資料編 ・ 水防関係様式（P120）

(3) 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、原則として、資料編に掲げる「公用負担命令書」を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

資料編 ・ 水防関係様式（P120）

第10 資料の提出及び立入

水防法第49条の規定により、富士吉田市水防職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、必要な土地に立ち入る場合において、資料編に掲げる「身分証明書」を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

資料編 ・ 水防関係様式（P120）

第 2 9 節 生活関連施設等の応急対策計画

第 1 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド㈱山梨総支社）

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド㈱山梨総支社の計画によるものとする。

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非 常 態 勢 の 条 件
第 1 非 常 態 勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第 2 非 常 態 勢	・大規模な被害が発生した場合 （大規模な被害の発生が予想される場合を含む。） ・東海地震注意情報が発表された場合
第 3 非 常 態 勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度 6 弱以上の地震が発生した場合

(2) 災害対策組織

災害が発生したとき、災害対策本部及び支部を設置する。

2 応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(2) 設備の予防強化

ア 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

イ 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

- ア 感電事故及び漏電による出火の防止
- イ 電力施設の被害状況、復旧予定等
- (5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第2 ガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急保安対策

ガス小売事業者は、災害の発生により危険な状態となった場合は、各簡易ガス供給地点を巡回点検して、以下の対策を講ずるものとする。

1 特定製造所

- (1) 特定製造所に異常を認めたとき。

- ア 特定製造所のガス発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。
- イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。
- ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

- (2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

- (1) 本支管及び供給管

- ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

- (2) 屋外管・屋内管

- ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

- (3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

第3 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

- (1) 警戒宣言が発せられた場合(社)山梨県L Pガス協会（以下「協会」という。）に「地震災害対策本部」を設置する。
- (2) 発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、協会に「災害対策本部」を設置する。

2 応急対策

- (1) 関係機関との連絡
- (2) 災害時の広報

ア 協会は、テレビ、ラジオ等マスコミ及び広報車等を利用して、二次災害防止を図るための措置の広報を行う。

イ 協会は、市に依頼して、防災行政放送等を通じて二次災害防止を図るための措置の広報を行う。

(3) 応急復旧資機材の調達

協会は、L P ガスの緊急資機材の確保と輸送を直ちに行う。

(4) 復旧要員の派遣

協会は、災害当該地区の要員で応急復旧を行うが、要員が足りない場合は、他地区の要員を応援要員として派遣する。

(5) 応急復旧

ア 協会は、病院等公共施設及び大規模容器置場を有する施設に対し、速やかに施設巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を行う。

イ 協会は、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となったL P ガス容器を安全な場所へ移動する。

ウ 協会は、巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により協会員相互が連携し、復旧のための改修を行う。

(6) 相談窓口の設置

協会は、家庭や避難所等でのL P ガスの使用に対応するため、電話相談窓口を開設する。

第4 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬類の応急対策

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張り人をつける。

イ 運搬道路が危険な時は又は搬送の余裕がないときは、火薬類を付近の水中に沈めると等の安全上の措置を講ずる。

ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれがあるときニハ、災害防止の応急措置をを講じりとともに警察官に通報する。

資料編	・銃砲火薬類施設（P71） ・火薬庫所有者一覧（P72）
-----	---------------------------------

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

- イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

資料編 ・ 高圧ガス関係事業所一覧（P71）

(2) 市長の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。
- イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、富士五湖消防本部及び富士吉田警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入の制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ウ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。
- エ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、富士五湖消防本部により、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

- ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 市長の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。
- イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、富士五湖消防本部及び富士吉田警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入の制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、富士五湖消防本部により、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。
- エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

4 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

- ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。
- イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 市長の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。
- イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、富士五湖消防本部及び富士吉田警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入の制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、富士五湖消防本部により、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。
- エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

第30節 民生安定事業計画

第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの被害が発生した市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- オ ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満に限る。）で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

2 対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建築し、又は購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	100万円	75万円
居住する住宅を賃貸する世帯（公営住宅を除く。） (法第3条第2項第3号)	50万円	37.5万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。

3 支援金の支給申請

申請窓口	市
申請時の添付書面	①基礎支援金：り災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等） 等
申請期間	①基礎支援金：災害発生から13月以内 ②加算支援金：災害発生から37月以内

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の被災世帯に対し、県と市で連携して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 適用要件

(1) 対象とする自然災害

市内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害

(2) 対象となる被災世帯

被災者生活再建支援法と同一

2 支給条件

被災者生活再建支援法と同一

第3 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実 施 機 関 及 び 金 融 機 関 名	資金名	融資 対象	限 度 額	利 率	期 間	担保 等	備 考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 （代理店） 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復 旧貸付	災害救助法発動地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	既往貸付の残高にかかわらず （直貸） 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 （代理貸） 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準金利 ただし、 特定の激 甚災害の 場合は、 その都度 定める。	設備資金 15年以内 （2年以内 の措置期 間を含 む。） 運転資金 10年以内 （2年以内 の据置期 間を含む。）	担保及び保証人の請求にあたっては、	特別利率を適用する場合は市長その他の相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 （代理店） 各信用金庫 各信用組合	災害貸 付		(1) 各貸付ごとの 融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。 (3) 代理店取扱1,500万円	それぞれの融資制度の利率。ただし、特災利率についてはその都度定める。	普通貸付 10年以内 （2年以内の措置期間を含む。） 特別貸付は各貸付制度に定められた期間	個別中小企業の実情に応じ、弾力的に取り扱う	
商工組合中央金庫 甲府支店 （代理店） 各信用組合	災害復 旧資金		組合 2,000,000万円以内 構成員 200,000万円以内	商工中金 所定の利率。	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 （各3年以内の据置期間を含む。）		
山梨県 （取扱店） 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策 融 資 （経済 危機・災害復 旧 関 係）	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 （一企業限度額 5,000万円）	1.4%	設備資金 10年以内（1年以内の据置期間を含む。） 運転資金 7年以内（1年以内の据置期間を含む。）	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる。	直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。

2 信用保証について

法令に基づき指定された被災地区域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業に対する災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置）

2 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置）

※住宅金融公庫と併せ貸し

※貸付利率 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市が被害を認定し、市からの利子補給が確実な者
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧に係る経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市・融資機関が負担）※保証料も融資機関が負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	農協

2 天災資金

貸付対象	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で町長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金

貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平成総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	——
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

（令和3年12月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の6/12に相当する額
貸付利率	年0.16～0.17%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害救護資金等貸与計画

区 分	生 活 福 祉 資 金	災 害 援 護 資 金	母 子 及 び 父 子 並 び に 寡 婦 福 祉 資 金
対 象 者	罹災低所得世帯（原則 官公署の発行する被災 証明書が必要）	災害救助法その他政令で定 める災害により災害を受け た世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害 を受けた母子及び父子並びに寡婦 世帯
貸 付 世 帯 数	予算の範囲内	制限なし	制限なし
資 金 の 種 別	福祉資金・福祉費（災 害を受けたことにより 臨時に必要な経 費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸 付 限 度 額	150 万円以内	350 万円以内	住宅 200 万円以内 事業開始 285 万円 事業継続 143 万円
貸 付 期 間	7 年以内 （6 月以内の据置）	10 年以内 （うち 3 年据置）	住宅 7 年以内 2 年据置 開始 7 年以内 2 年据置 継続 7 年以内 2 年据置
償 還 方 法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸 付 利 率	年 1.5%（保証人が要 る場合は無利子）	年 3 %	年 1.0%保証人が要る場合は無利 子）
そ の 他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実 施 機 関	山梨県社会福祉協議会	富士吉田市（県は全額市に 貸与、国はそのうち 2 / 3 を貸与する。）	県

第7 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

県・市・日本赤十字社県支部・共同募金会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第8 罹災証明書の交付等

1 市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

2 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

3 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第9 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、市は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第3 1 節 労働力確保計画

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

第1 労働力の確保

- 1 大月公共職業安定所富士吉田出張所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。
 - (1) あっせん業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
 - (2) 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集について、求人広報に関する所要の措置をとる。
 - (3) 必要により他の職業安定所へ求人連絡を行う。
また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については居住地、連絡先、連絡方法等を整備しておく。
- 2 市長は、大月公共職業安定所富士吉田出張所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

第2 災害応急対策求人について

- 1 雇上げ方法
市長は、大月公共職業安定所富士吉田出張所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。
 - (1) 職種別所要求人の数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 作業時間、賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設の状況
 - (5) 必要とする期間
 - (6) その他必要な事項

第3 その他

- 1 これら災害応急対策に公共職業安定所のあっせんにより就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。
- 2 大月公共職業安定所富士吉田出張所長は、第2の求人により応募した就労希望者の配置については緊急度、重要度等について富士・東部地方連絡本部長（富士・東部地域県民センター長）と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第 3 2 節 自主防災組織等協力要請計画

災害時において、災害対策本部職員では人手が不足する災害場所では、地区奉仕団等の組織に応援協力を求め、その対策に万全を期するものとする。

第 1 協力要請

市長は、各組織の応援、協力を必要と認める場合は、組織の代表者を通じて協力を要請するものとする。

第 2 奉仕団の編成

地震災害時における救援救助、炊出し、軽易な清掃、物資の輸送及び配分、軽易な作業及び事務等の奉仕活動は、災害の状況に応じ、各種団体による「奉仕団」を編成して行う。

奉仕団は、主として次の団体により編成する。

- (1) 自主防災会（地震編第 2 章第 10 節「防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進」参照）
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 日本赤十字奉仕団
- (5) 婦人会
- (6) 交通安全協会

第 3 奉仕団の動員

奉仕団の動員は、市長が、奉仕団を管轄する部署を通して、奉仕団の長に対して要請を行うものとする。

- | | | |
|-----------------|------|---------------|
| (1) 自主防災会 | ———— | 安全対策課・市民協働推進課 |
| (2) 社会福祉協議会 | ———— | 社会福祉事務所 |
| (3) 民生委員児童委員協議会 | — | 社会福祉事務所 |
| (4) 日本赤十字奉仕団 | ———— | 社会福祉事務所 |
| (5) 婦人会 | ———— | 教育委員会 |
| (6) 交通安全協会 | ———— | 安全対策課 |

第33節 原子力災害応急対策計画

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において、原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（本市の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 警戒事態発生後

静岡県内で震度6弱以上の地震が発生するなど原子力災害対応指針に規定する警戒事態が発生した場合、市は、国、県から原子力事業者の状況等に関する情報を収集するものとする。

2 施設敷地緊急事態発生時

全交流電源の喪失など原子力災害対応指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、市は、国、県から、原子力発電所の状況、緊急モニタリング情報、防護措置の実施状況などについて情報を収集するものとする。

3 全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など原子力対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、市は、国、県から原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握するものとする。

第2 活動体制の確立

1 原子力災害警戒本部の設置

市は、中部電力浜岡原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合またはその恐れがある場合で、市長が必要と認めた場合は、原子力災害警戒本部を設置するものとする。

原子力災害警戒本部の構成員は、市災害警戒本部に準ずるものとし、応急対策について必要な調整を行う。

2 原子力災害対策本部の設置

市は、中部電力浜岡原子力発電所において全面緊急事態が発生した場合またはその恐れがある場合は、原子力災害対策本部を設置するものとする。

原子力災害対策本部の構成員は、市災害対策本部に準ずるものとし、必要な応急対策を行う。

第3 緊急時モニタリング活動

1 施設敷地緊急事態発生後の対応

市は、県、国、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集し、速やかに公表する。

また、必要に応じて平常時に行っている環境放射線モニタリングの頻度を増やして実施する。モニタリング結果は、速やかに公表する。

2 緊急時モニタリング活動

市は、県が、国からの指示に従い行う緊急時モニタリングの結果を収集する。

3 放射性核種濃度の測定

県は、あらかじめ定められた分掌に基づき、飲料水、食品、大気浮遊塵、降下物等の測定を行うとともに、測定結果を県のホームページで公表する。市は、必要に応じて測定結果を収集する。

第4 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- 1 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、当市に対して原災法第15条の指示があった場合、市は住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他要配慮者に十分配慮するものとする。

- 2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置をとるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大のリスクの両方から住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生指導等の感染症対策を実施する。

- 3 県は、市長が屋内退避もしくは避難指示した区域について、外部から車両等が進入しないように指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるように関係機関に要請する。

第5 飲料水・飲食物の摂取制限

- 1 市は、緊急時モニタリングの結果に基づく、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合の県の指示又は要請により、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。
- 2 市は、県からの指示があった場合、国の指示及び要請に基づく、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等への汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第6 医療活動

市は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施するものとする。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して市民の生命・健康の保全に努めるものとする。

第7 住民等への的確な情報伝達活動

市は、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問合せに対応するものとする。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細やかな情報の伝達を行うものとする。

第8 風評被害等の影響への対策

市は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努めるものとする。

第9 近隣他市町村からの受け入れ

中部電力浜岡原子力発電所において、災害に伴う不測の事態が発生した場合、避難者の受け入れについて国及び県等との調整により、可能な範囲で避難者の受け入れを検討するものとする。

第3章 災害復旧対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

第1 災害復旧計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える対策についての事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して計画する。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
 - (4) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

- 1 知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 3 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

<激甚災害制度の仕組み>

